ロ　重症心身障害児の場合

⑴　延長時間１時間未満の場合　128単位

⑵　延長時間１時間以上２時間未満の場合　192単位

⑶　延長時間２時間以上の場合　256単位

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、就学児等の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

別表第３の10の次に次のように加える。

10の２　関係機関連携加算

イ　関係機関連携加算(I)　200単位

ロ　関係機関連携加算(II)　200単位

注１　イについては、就学児等が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

２　ロについては、就学児等が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

別表第３のロの注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から10の２までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から10の２までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第３のロの注のハの次に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(IV)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第３の12中「10まで」を「10の２まで」に改める。

別表第４の１中「912単位」を「916単位」に改め、同１の注１の次に次のように加える。

１の２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、１日につき375単位を所定単位数に加算する。

別表第４の１の注３の次に次のように加える。

４　別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員（指定通所基準第73条に規定する訪問支援員をいう。）が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表第４の３の注のイからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１及び２により算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１及び２により算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第４の３の注のハの次に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(IV)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

○厚生労働省告示第百六十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第１のイの⑴中「737単位」を「740単位」に改め、同イの⑵中「625単位」を「628単位」に、「1,444単位」を「1,451単位」に、「737単位」を「740単位」に改め、同イの⑶中「541単位」を「543単位」に、「950単位」を「954単位」に、「737単位」を「740単位」に改め、同イの⑷中「737単位」を「727単位」に改め、同イの⑸中「619単位」を「611単位」に改め、同イの⑹中「557単位」を「550単位」に改め、同イの⑺中「539単位」を「532単位」に改め、同イの⑻中「521単位」を「514単位」に改め、同イの⑼中「503単位」を「496単位」に改め、同イの⑽中「486単位」を「480単位」に改め、同イの⑾中「467単位」を「461単位」に改め、同イの⑿中「465単位」を「459単位」に改め、同イの⒀中「464単位」を「458単位」に改め、同イの⒁中「462単位」を「456単位」に改め、同イの⒂中「460単位」を「454単位」に改め、同イの⒃中「458単位」を「452単位」に改め、同イの⒄中「454単位」を「448単位」に改め、同イの⒅中「451単位」を「445単位」に改め、同イの⒆中「447単位」を「441単位」に改め、同イの⒇中「444単位」を「438単位」に改め、同イの(21)中「441単位」を「435単位」に改め、同一のロの⑴中「732単位」を「735単位」に改め、同ロの⑵中「675単位」を「678単位」に改め、同ロの⑶中「647単位」を「650単位」に改め、同ロの⑷中「622単位」を「625単位」に改め、同ロの⑸中「595単位」を「598単位」に改め、同ロの⑹中「568単位」を「571単位」に改め、同一のハの⑴中「891単位」を「895単位」に、「676単位」を「679単位」に改め、同ハの⑵中「607単位」を「610単位」に、「676単位」を「679単位」に改め、同ハの⑶中「607単位」を「610単位」に、「1,436単位」を「1,443単位」に、「676単位」を「679単位」に改め、同ハの⑷中「504単位」を「506単位」に、「1,058単位」を「1,063単位」に、「676単位」を「679単位」に改め、同ハの⑸中「462単位」を「464単位」に、「877単位」を「881単位」に、「676単位」を「679単位」に改め、同ハの⑹中「431単位」を「433単位」に、「801単位」を「805単位」に、「676単位」を「679単位」に改め、同ハの⑺中「402単位」を「404単位」に、「676単位」を「679単位」に改め、同ハの⑻中「601単位」を「604単位」に改め、同ハの⑼中「556単位」を「559単位」に改め、同ハの⑽中「493単位」を「495単位」に改め、同ハの⑾中「479単位」を「481単位」に改め、同ハの⑿中「464単位」を「466単位」に改め、同ハの⒀中「448単位」を「450単位」に改め、同ハの⒁中「433単位」を「435単位」に改め、同ハの⒂中「417単位」を「419単位」に改め、同一の二の⑴中「891単位」を「895単位」に、「672単位」を「675単位」に改め、同二の⑵中「626単位」を「629単位」に、「672単位」を「675単位」に改め、同二の⑶中「626単位」を「629単位」に、「1,426単位」を「1,433単位」に、「672単位」を「675単位」に改め、同二の⑷中「505単位」を「507単位」に、「1,050単位」を「1,055単位」に、「672単位」を「675単位」に改め、同二の⑸中「465単位」を「467単位」に、「875単位」を「879単位」に、「672単位」を「675単位」に改め、同二の⑹中「428単位」を「430単位」に、「756単位」を「759単位」に、「672単位」を「675単位」に改め、同二の⑺中「405単位」を「407単位」に、「672単位」を「675単位」に、同二の⑻中「598単位」を「601単位」に改め、同二の⑼中「553単位」を「556単位」に改め、同二の⑽中「490単位」を「492単位」に改め、同二の⑾中「476単位」を「478単位」に改め、同二の⑿中「462単位」を「464単位」に改め、同二の⒀中「446単位」を「448単位」に改め、同二の⒁中「431単位」を「433単位」に改め、同二の⒂中「416単位」を「418単位」に改め、同一のホ中「712単位」を「715単位」に、「703単位」を「706単位」に、「691単位」を「694単位」に、「678単位」を「681単位」に改め、同一の注５の次に次のように加える。

５の２　注５の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注５のイの(1)の㈡又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定障害児入所支援を行った場合に、１日につき11単位を所定単位数に加算する。